

「不法投棄をしない！
させない！ゆるさない！」

11月は
不法投棄撲滅強化月間

町では、ごみの不法投棄を無くすために、パトロールやごみの撤去を行っています。山間部などでは、電化製品などの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄されたごみは、土地の所有者が処理することになり、被害を受けた方にとって大変な負担となります。

不法投棄は犯罪です！



家庭から出たと思われる不法投棄物

不法投棄の無い明るい町を目指して

きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。

「美しいまちづくり条例」により、土地の所有者は不法投棄がされないように、土地の適正な管理に努めなければなりません。

空き地や山林の所有者は、不法投棄されにくい環境づくりのために、柵の設置や看板の掲示等にご協力ください。

「ポイ捨て」も不法投棄！

軽い気持ちから空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てたりする行為も立派な不法投棄です。

「美しいまちづくり条例」でもポイ捨てを禁止しています。（違反した場合は罰金が課せられる場合があります。）

※不法投棄をしている現場を見たらすぐに警察に通報してください。

問 環境課（美化センター内）
☎（72）4438

消費生活講演会

かしこい消費者になろう！
電力小売自由化で何が変わる？

「電力自由化」とは何なのか？消費者者に対してのメリット・デメリットは？契約の変更手続きは？などについて学び、消費者の選べる自由と怖さについて考えます。

▼とき 11月30日（水）
10時～11時30分

▼ところ 大磯町役場4階第1会議室

▼講師 辰巳 菊子氏（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）常任顧問）

▼参加費 無料

▼定員 50人（先着順）

▼申込み 電話・FAXまたは窓口で氏名、連絡先をお知らせください。

※保育を希望する方は、11月22日（火）までに申し込みください。

問 町民課 ☎内線237

FAX（61）1991



飼い主のいない猫を考える⑥

4月より連載してきました「飼い主のいない猫を考える」につきましては、今号で最終回となります。

今号では、猫を飼っている方へのお願について掲載します。

『飼い猫の飼い主さんへのお願い』

最近、飼い猫についての苦情や相談が相次いでいます。その多くは、猫の糞尿被害や鳴き声、また、猫が迷子になってしまった等の安否確認等についてです。

大切な飼い猫を危険から守り、共に長く過ごしていけるよう、また、近所の方に迷惑をかけるないように、飼い主として、猫の行動に責任を持ち、気持ちよい生活環境を維持するには、どうしたら良いのでしょうか。

重要なこと

- ・不妊・去勢手術を行いましょう。
- ・室内飼いに努めましょう。
- ・迷子にならないように首輪や名札をつけましょう。
- ・トイレは自身の敷地内に設けましょう。

猫は非常に繁殖力の高い生き物です。生後、約半年で繁殖が可能な状態に成長します。その後は、一年間に二、三回、出産が可能になります。繁殖を望まないのであれば、不妊・去勢手術を行いましょう。



猫を屋外で飼育をしていると、交通事故に遭う危険性や、猫同士のケンカ等で怪我をする可能性もあります。また、糞尿等により近隣トラブルの原因にもなってしまう。室内飼育であっても、運動をさせればストレスなく生活を送ることが出来ます。

飼い猫は、飼い主を頼りに生きていく命です。最後まで責任を持ち、愛情をこめて終生飼育しましょう。

問 環境課（美化センター内）
☎（72）4438